

こ成保第312号
令和6年5月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

保育人材確保事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保等に必要な措置を総合的に講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により人材確保事業を実施してきたが、今般、当該通知を廃止し、本通知により保育人材確保事業を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の適正かつ円滑な実施に期するとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知願いたい。

なお、令和5年度末までに実施したものについては、なお従前の例による。

記

第1 事業の種類

- 1 保育士資格等取得支援事業
- 2 保育士試験追加実施支援事業
- 3 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

- 4 保育士宿舎借り上げ支援事業
- 5 保育人材等就職・交流支援事業
- 6 保育体制強化事業
- 7 保育補助者雇上強化事業
- 8 保育士や保育事業者等への巡回支援事業
- 9 保育士・保育所支援センター設置運営事業
- 10 保育士・保育の現場の魅力発信事業

第2 事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

- 1 保育士資格等取得支援事業実施要綱（別添1）
- 2 保育士試験追加実施支援事業実施要綱（別添2）
- 3 保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱（別添3）
- 4 保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱（別添4）
- 5 保育人材等就職・交流支援事業実施要綱（別添5）
- 6 保育体制強化事業実施要綱（別添6）
- 7 保育補助者雇上強化事業実施要綱（別添7）
- 8 保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱（別添8）
- 9 保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱（別添9）
- 10 保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱（別添10）

別添6

保育体制強化事業実施要綱

1 事業の目的

保育所入所待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が認めた者とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

保育支援者の配置、散歩等の児童の園外活動時の見守り等及びスポット支援員の配置に要する費用の一部を補助する。

4 対象施設

(1) 保育支援者の配置

都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）

(2) 児童の園外活動の見守り等及び(3) スポット支援員の配置

都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園

5 実施要件

(1) 保育支援者の配置

- ① 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行うものとする。
 - ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
 - イ 給食の配膳・あとかたづけ
 - ウ 寝具の用意・あとかたづけ
 - エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
 - オ 児童の園外活動時の見守り等
 - カ その他、保育士の負担軽減に資する業務
- ② 保育支援者は、平成 26 年 4 月 1 日以降、新たに保育所等に配置された者とする。
- ③ 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、保育支援者を配置する保育所等は、市町村に対し、実施計画書を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。

(2) 児童の園外活動時の見守り等

- ① 本業務は、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うものとする。
- ② 本業務を行う者は、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 市町村が認めた交通安全に関する講習会等を修了した者
 - イ 安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）
- ③ 本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年 6 月 21 日）に留意して実施すること。

(3) スポット支援員の配置

- ① 本事業は、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援者を配置し、安全な保育体制の強化を行うものとする。

- ② スポット支援員は、平成 26 年 4 月 1 日以降、新たに配置された者とするこ
と。
- ③ スポット支援員は、対象施設が 5（1）の事業と合わせて実施する場
合は、5（1）で配置した保育支援者とは別に加配すること。

6 留意事項

本業務に要する費用について、子ども・子育て支援法第 11 条に規定する子ども
のための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付される場合
には、対象としないこと。

7 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するも
のとする。